

写

岡山県市町村総合事務組合の運営に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年 10月 23日

岡山県市町村総合事務組合管理者 山崎 親男



岡山県市町村総合事務組合規則第2号

岡山県市町村総合事務組合の運営に関する条例施行規則の一部を改正する規則

岡山県市町村総合事務組合の運営に関する条例施行規則(平成 17 年岡山県市町村総合事務組合規則第 2 号) の一部を次のように改正する。

第 22 条中第 4 号を削り、第 5 号を第 4 号とし、第 6 号を第 5 号とする。

第 72 条第 1 号に次のただし書を加える。

ただし、地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により採用されたものを除く。

第 72 条第 2 号中「(教育長を含む。)」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第 22 条中第 4 号を削り、第 5 号を第 4 号とし、第 6 号を第 5 号とする改正規定は令和元年 12 月 14 日から、第 72 条第 1 号にただし書を加える改正規定は令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

岡山県市町村総合事務組合の運営に関する条例施行規則の一部改正新旧対照表

新	旧
(条例第 20 条第 1 項に規定する規則で定める者)	(条例第 20 条第 1 項に規定する規則で定める者)
<b>第 22 条</b> 条例第 20 条第 1 項に規定する規則で定める者は、次のとおりとする。 (1)～(3) 略  (4) 略 (5) 略	<b>第 22 条</b> 条例第 20 条第 1 項に規定する規則で定める者は、次のとおりとする。 (1)～(3) 略  <u>(4) 地方公務員法第 28 条第 4 項の規定による失職(同法第 16 条第 1 号に該当する場合に限る。)又はこれに準ずる退職をした者</u> (5) 略 (6) 略
(借受人の資格)	(借受人の資格)
<b>第 72 条</b> 貸付を受けることができる者は、組合員として満 6 カ月以上勤続期間がなければならぬ。ただし、次の各号に該当するものはこの限りではない。 (1) 退職手当の算定の基礎となる勤続期間が満 6 カ月以上のもの。 <u>ただし、地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により採用されたものを除く。</u> (2) 特別職 _____ で引き続いて再度特別職となったもの。 (3)～(4) 略	<b>第 72 条</b> 貸付を受けることができる者は、組合員として満 6 カ月以上勤続期間がなければならぬ。ただし、次の各号に該当するものはこの限りではない。 (1) 退職手当の算定の基礎となる勤続期間が満 6 カ月以上のもの。  (2) 特別職 <u>(教育長を含む。)</u> で引き続いて再度特別職となったもの。 (3)～(4) 略